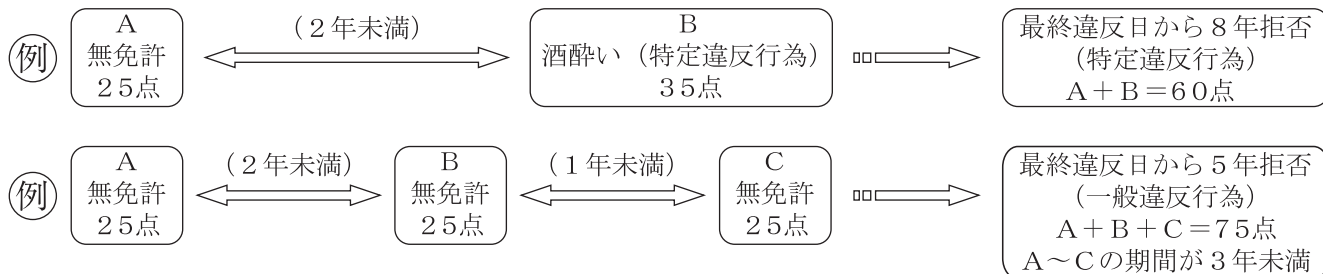


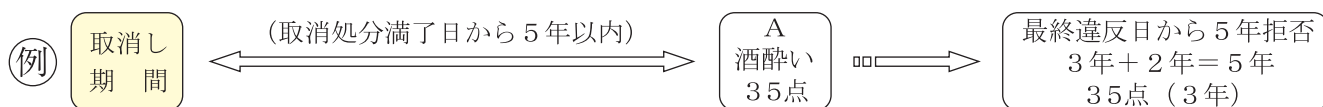
3 運転免許の拒否・保留

新たに運転免許を取得する方（免許取消歴等のある方を含む。）、あるいは運転免許を失効させた後に再取得する方が、それ以前に交通違反や交通事故を起こし点数が登録されている場合や行政処分を受けないまま運転免許を失効させていた場合には、その点数に応じて（表4）に掲げる処分期間（重大違反その他については基準に従った期間）、運転免許の交付を拒否又は保留されます。

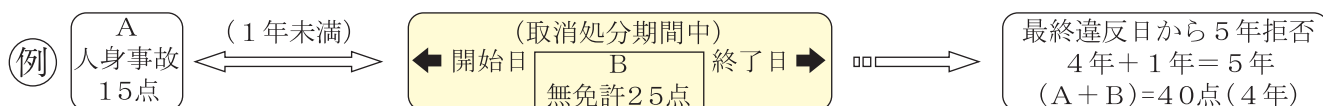
【免許取消歴等のない場合】



【免許取消歴等のある場合】

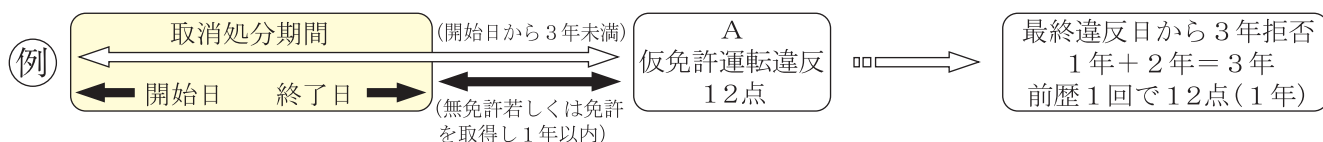


○ 取消処分歴等のある方は2年が加算されます。



○ 取消処分期間中に違反行為をすると、処分点数に違反点数が合算され、さらに1年が加算されます。

【免許取消歴等が処分前歴として計算される場合】



○ 3年以内に取消し等の処分を受けたことが前歴となり、さらに2年が加算されます。

無免許運転をしたり、行政処分を受けないで運転免許を失効させたり等した方については、自動車教習所等に入所する前に相談窓口で確認してください。

4 取消処分者講習制度

過去に取消処分（拒否又は6か月を超える期間の運転禁止を含む。）を受けた方や、取消処分が決定しているにもかかわらず、処分を受けないまま免許を失効させた方が、欠格期間（免許を受けることができない期間）経過後、運転免許試験を受けようとするときは、過去1年以内（1年を経過した場合は再度受講が必要）に公安委員会が行う「取消処分者講習」を受講していなければなりません。



※ 初心運転者期間制度による取消しの処分は「取消処分者講習」の対象とはなりません。